

令和 7 年度宇城市地域おこし協力隊補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、人口減少や高齢化等が進行する本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持又は強化に資するため設置する地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、活動に係る経費を予算の範囲内で補助することについて、宇城市補助金等交付規則（平成 17 年宇城市規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象者は、宇城市地域おこし協力隊設置要綱（平成 30 年宇城市告示第 177 号。以下「設置要綱」という。）第 4 条の規定により委嘱を受けた宇城市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、宇城市地域おこし協力隊事業（設置要綱第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する地域おこし協力隊の活動をいう。）とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業のうち、次に定める経費とする。

- (1) 住居及び活動用車両の借上費
- (2) 隊員の活動に伴う軽微な改修費
- (3) 隊員の活動拠点の借上費及び光熱水費
- (4) 隊員の活動に必要な機器備品の借上費及び購入費
- (5) 活動旅費等移動に要する経費
- (6) 作業道具、消耗品等に要する経費
- (7) 関係者間の調整、意見交換会等に要する事務的な経費
- (8) 隊員の研修受講に要する経費
- (9) 地域住民等との交流や地域おこしに資する取り組みに要する経費
- (10) 隊員の定住又は定着に向けて必要となる環境整備に要する経費
- (11) 外部アドバイザーの招へいに要する経費

2 前項第 4 号の規定により購入した機器備品については、任期終了後においては、原則、市に帰属するものとする。ただし、任期終了後においても隊員が継続して使用する場合に限り、市と隊員とで取扱いについて協議するものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額とし、別表のとおり上限を定め予算の範囲内でこれを決定する。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする隊員は、宇城市地域おこし協力隊補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないものとする。

(1) 活動計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、宇城市地域おこし協力隊補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした隊員に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 規則第9条第1項の別に定める変更事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 隊員が任期の中途においてその職を辞した場合

(2) その他市長が変更の必要を認める場合

2 規則第9条第1項の変更申請書は、宇城市地域おこし協力隊補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第5号)によるものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の変更又は取消しを決定したときは、宇城市地域おこし協力隊補助金交付決定(変更・取消)通知書(様式第6号)により、当該申請をした隊員に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第10条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して60日を経過する日までとする。

(実績報告)

第10条 隊員は、交付決定を受けた補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して30日以内に宇城市地域おこし協力隊補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないものとする。

(1) 活動実績書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費に係る領収書等

(4) その他関係書類

(補助金額の確定)

第 1 1 条 前条の規定による実績報告があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を行い、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、宇城市地域おこし協力隊補助金交付確定通知書（様式第 8 号）により通知を行うものとする。

（補助金の請求）

第 1 2 条 規則第 1 8 条第 1 項の請求書は、宇城市地域おこし協力隊補助金請求書（様式第 9 号）によるものとする。

（概算払）

第 1 3 条 補助金は、概算払により交付することができる。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、宇城市地域おこし協力隊補助金（概算払）請求書（様式第 1 0 号）によるものとする。

（証拠書類の保管）

第 1 4 条 規則第 2 6 条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間とする。

（交付決定の取消し）

第 1 5 条 隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該隊員に係る交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 隊員としての要件を満たさなくなったとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、隊員が既に補助金の交付（概算交付を含む。）を受けている場合は、直ちにその返還を請求するものとする。

（雑則）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 3 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第5条関係）

活動月数 (当該年度中)	上限額	
	設置要綱第7条第1項の 規定により活動報償費の 支給を受ける隊員	設置要綱第7条第1項ただ し書の規定により活動報償 費の支給を受ける隊員
1月	1 6 6 千円	8 3 千円
2月	3 3 4 千円	1 6 7 千円
3月	5 0 0 千円	2 5 0 千円
4月	6 6 6 千円	3 3 3 千円
5月	8 3 4 千円	4 1 7 千円
6月	1, 0 0 0 千円	5 0 0 千円
7月	1, 1 6 6 千円	5 8 3 千円
8月	1, 3 3 4 千円	6 6 7 千円
9月	1, 5 0 0 千円	7 5 0 千円
10月	1, 6 6 6 千円	8 3 3 千円
11月	1, 8 3 4 千円	9 1 7 千円
12月	2, 0 0 0 千円	1, 0 0 0 千円

※活動月数に1月未満の日数がある場合は、これを切り捨てるものとする。